

別記様式第1号（第4関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金交付申請書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

1 事業の目的

2 収支予算書（別紙第1のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助及び土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては不要とする。）

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画（別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業補助にあっては別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては別紙第5及び別紙第6のとおり。）

4 事業の完了予定年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

- (1) 定款、寄付行為又は業務方法書等の規約
- (2) 資産及び負債に関する事項を記載した書類
- (3) 収支予算（収支決算）に関する事項を記載した書類
- (4) 都道府県の補助金交付規程又は要綱（間接補助事業を行う場合に限る。）

（注1）この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成すること。

（注2）記載事項及び添付書類が既に提出している（公募に応募した際に提出した資料、実施要綱に基づく事業実施計画等）資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

（注3）都道府県の補助金交付規定又は要綱について、都道府県のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略できる。

別紙第1

収支予算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	その他	備考
○○事業工事費 △△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計	円	円	%	円	円	円	

別紙第2

経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画

都道府県営事業の場合

事業名		地区名		施行年度		(全計)	年度～年度	年度～年度	受益面積	ha		備考		
費目	工種	総量		前年度まで		本年度					翌年度以降		備考	
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区その他	事業量	事業費
		円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円	円	
計														

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和44年5月24日44農地A第826号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

(記載要領)

- 1 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施工の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、營繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買取費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償を要する費用（補償金に代えて直接施工する補償工事に要する費用を含む。））、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置付けられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集

積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用)並びに調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費、調査・調整費(土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用)及び経理管理・指導費(外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用)を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費(基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用)並びに調査・調整費を記載すること。

- 2 施行年度欄には、当該地区が事業に着手した年度及び事業の完了の予定している年度を記載すること。ただし、全体実施設計期間については、上段にその年度を記載すること。
- 3 工種欄には、ダム、ため池、頭首工、揚(排)水機場、用(排)水路、農道、隧道、橋梁、農地保全施設等を記載し、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び中山間地域農業農村総合整備事業にあっては、農業用用排水施設、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。
- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
- 7 不発弾等事前探査については、工種欄には対象事業名を、事業量欄には水平探査面積(m²)、鉛直探査量(箇所数及び削孔長(m))及び確認のための掘削量(m²)を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
- 8 備考欄には、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業完了後の施設管理者を記載すること。また、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
 - ① 免税事業者
 - ② 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ③ 地方公共団体の一般会計
 - ④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 9 国營造成施設管理体制整備促進事業については、受益面積の欄は記入不要とする。
- 10 草地畜産基盤整備事業にあっては、次により記載すること。
 - (1) 複数の地区で事業を行う場合にあっては、総括表を添付すること。
 - (2) 事業計画策定事業を行う場合にあっては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。
 - (3) 事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
 - (4) 費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領(昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知)第2の事業費の構成を記載すること。
 - (5) 工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあっては、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29生畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知)別紙3に定める全ての事業工種を記載すること。
- 11 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業(実施計画作成事業に限る。)及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業(実施計画策定事業に限る。)並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあっては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄(支出科目ごとに記載すること。)にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

12 土地改良融資事業等指導監督にあっては、本年度の事業量欄に統合整備推進委員会開催回数を、本年度の事業費欄、国庫補助金欄、国庫補助率欄及び国庫補助金以外の財源欄に当該事業に要する経費を記載すること。また、費目欄、受益面積欄、工種欄、総量欄、前年度まで欄及び翌年度以降欄の記載を要しない。

団体営事業（草地畜産基盤整備事業にあっては、公社営事業）の場合

事業名				地区名 (事業主体)		()		施行 年度	年度～ 年度				備考		
費目	工種	総 量		前年度まで		本年度						翌年度以降			
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府 県費	市町 村費	土地改 良区 その他	事業量	事業費	
		円	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円	円		
計															

(注) 添付書類 土地改良事業の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について（昭和 44 年 5 月 24 日 44 農地 A 第 826 号農林事務次官通知）に係る返還対象事業にあっては、地区内における国庫補助金の振り分けの基準を記載した書面（ただし、実績報告書提出時のみ添付すること。）

(記載要領)

- 1 地区名の下に括弧書きで、事業主体名及び関係市町村名を記載すること。
- 2 費目欄には、工事費の費目の純工事費（工事の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地借料等。ただし、請負施工の場合にあっては、これらの費用のほか船舶機械損料、營繕損料及び諸経費を含む。）、測量設計費（工事の施行に必要な調査、測量、試験及び設計に要する費用）、船舶及機械器具費（工事の施行に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費、据付費、撤去費及び修理若しくは製作に要する費用）、用地費及補償費（工事の施行に必要な土地等の買収費、借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施工する補償工事に要する費用を含む。））、全体実施設計費（全体実施設計に要する費用）、換地費（換地計画の作成及び換地処分に要する費用）、管理支援費（操作運転費、点検整備費、機械器具費、多面的機能の発揮に対応した費用、治水協定ダムの洪水調整機能強化等の発揮に対応した費用、管理強化計画に位置づけられた土地改良区等の管理施設の整備補修に要する費用、農業用ダムの洪水調節機能を付加・強化するための管理体制の構築等に係る取り組みに要する費用、治水協定ダムの事前放流等利水を目的とした管理の範疇を超える取組に要する費用及び省エネルギー化推進計画に位置付けられた農業水利施設の省エネルギー化・コスト削減の取組若しくは管理に要する費用）及び促進費（土地利用に係る調査及び調整、農用地の利用集積や高収益作物の導入に係る指導、促進支援等に要する費用）並びに調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）を記載し、農業基盤整備促進事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、全体実施設計費、換地費、調査・調整費（土地利用、基盤整備等に係る調査及び調整に要する費用）及び経理管理・指導費（外部監査に係る委託、指導に係る旅費等に要する費用）を記載し、農地中間管理機構関連農地整備事業にあっては、純工事費、測量設計費、船舶及機械器具費、用地費及補償費、換地費、全体実施設計費及び推進費（基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化の推進に要する費用）並びに調査・調整費を記載すること。
- 3 工種欄には、純工事費の工種のダム、ため池、頭首工、揚（排）水機場、用（排）水路、隧道、橋梁、農地保全等を記載し、総合事業、農業基盤整備促進事業及び中山間地域農業農村総合整備事業に

あっては、農業用用排水、暗渠排水、農道、客土、区画整理、農用地造成、農地保全施設等を記載すること。

- 4 事業量欄及び事業費欄には、該当する事業量及び事業費を記載すること。
- 5 国庫補助金以外の財源欄には、実質の負担区分に基づき記載すること。
- 6 二つ以上の補助率を適用する場合には、備考欄にそれぞれの補助率の対象となる事業費又は受益面積を記載し、国庫補助金の算出根拠を明記すること。
- 7 備考欄には、当該地区の受益面積、施行年度、当該年度の事業の着手及び完了の予定年月日並びに事業の完了後の施設の予定管理者を記載するとともに、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入することとし、「該当なし」の場合は、以下のうち該当する番号を合わせて記載すること。
 - ① 免税事業者
 - ② 簡易課税制度の適用を受ける者
 - ③ 地方公共団体の一般会計
 - ④ 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの
- 8 不発弾事前探査については、事業量欄には水平探査面積（m²）、鉛直探査量（箇所数及び削孔長（m））及び確認のための掘削量（m³）を、事業費欄には事業量欄に示す事前探査の種類ごとに要する経費を記入すること。
- 9 土地改良融資事業等指導監督費については、別表の事業等欄の（7）の土地改良融資事業等指導監督の採択基準等欄に掲げる事業等ごとに事業名欄及び、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率及び国庫補助金以外の財源の各欄に記載するとともに次により記載すること。
 - (1) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち施設・財務管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に管理運営体制強化委員会開催回数、管理専門指導員設置員数、指導予定地区数、事務連合早期設立支援モデル地区数、市町村単位での合併モデル地区数及び協議会開催回数を記載すること。（指導予定地区数については、土地改良施設の診断・管理指導、複式簿記会計に関する巡回指導のそれについて記載すること。）
 - (2) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に委員会開催回数、換地選定手法指導、換地処分未了地区解消指導、財産管理制度等の活用に関する指導及び交換分合等による農用地の利用集積に関する指導の実施予定回数を記載すること。
 - (3) 土地改良区が行う土地改良区体制強化事業のうち受益農地管理強化対策の場合は本年度の事業量欄に実施予定筆数及び地積（m³）を記載すること。
 - (4) 土地改良区が行う土地改良区体制強化事業のうち統合整備強化対策の場合は、地区名欄に本対策の実施地区名を、本年度の事業量欄に協議会開催回数を、本年度の事業費、国庫補助金、国庫補助率、国庫補助金以外の財源の各欄に当該事業及び指導事務に要する経費を費目ごとに記載すること。
 - (5) 都道府県土地改良事業団体連合会が行う土地改良区体制強化事業のうち研修・人材育成にあっては、本年度の事業量欄に土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第6の2に定める研修ごとに実施予定回数を記載すること。
 - (6) 公募団体が行う土地改良区体制強化事業にあっては、費目欄に各事業の公募要領に定める経費を記載すること。
- 10 草地畜産基盤整備事業にあっては、次により記載すること。
 - (1) 複数の地区で事業を行う場合にあっては、総括表を添付すること。
 - (2) 事業計画策定期事業を行う場合にあっては、「費目」欄を「地区名」欄及び「工種」欄を「事業の型名」欄に読み替えて記載すること。
 - (3) 事業名欄には、事業名を記載するとともに、事業の型名を括弧書きで記載すること。
 - (4) 費目欄には、草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林水産省生産局長通知）第2の事業費の構成を記載すること。
 - (5) 工種欄には、農業競争力強化農地整備事業において行う草地畜産整備事業にあっては、農業競争

力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29畜第1500号・29農振第2605号農林水産省生産局長、農村振興局長通知）別紙3に定める全ての事業工種を記載すること。

- 11 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）及び農村環境計画策定事業、水利施設等保全高度化事業のうち実施計画等策定事業（施設計画策定事業に限る。）、中山間地域農業農村総合整備事業のうち実施計画等策定事業（実施計画策定事業に限る。）並びに農村整備事業のうち計画策定等事業にあっては、「費目」欄を「市町村名等」欄に、「工種」欄を「調査項目」欄に、本年度の「事業量」欄を「全体調査費」欄に、本年度の「事業費」欄を「算出根拠」欄（支出科目ごとに記載すること。）にそれぞれ読み替えて記載し、「受益面積」欄、「総量」欄、「前年度まで」欄及び「翌年度以降」欄の記載を要しない。

12 農業競争力強化農地整備事業のうち実施計画等策定事業（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）及び農地中間管理機構関連農地整備事業のうち実施計画等策定事業（経営体育成促進換地等調整事業に限る。）にあっては、「費目」欄に「換地等調整費」と記載し、「事業量」欄を「地区面積（ha）」欄に読み替えて記載すること。

13 土地改良施設P C B廃棄物処理促進対策事業にあっては、「費目」欄に「収集運搬費」及び「P C B分析調査費」と記載し、「費目」欄に「収集運搬費」と記載した場合は「工種」欄を「P C B廃棄物の種別」欄に読み替えて記載し、「費目」欄に「P C B分析調査費」と記載した場合は「工種」欄を「分析調査対象施設」又は「塗膜処分対象施設」欄に読み替えて記載すること。

別紙第3

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

経 費 の 配 分

費目	資金拠出 連合会数	事業費	事業費の内訳					備考	
			国庫 補助金	地方連合会拠出金等			その他		
				都道府県 補助金	土地改良区 等拠出金	小計			
		円	円	円	円	円	円		

(記載要領)

- 「費目」欄には、「資金造成等」と「事務費」の別を記載すること。
 - 資金造成等にあっては、「事業費」欄に当該資金造成の総額及び財政融資資金からの借入金の合計を記載し、財政融資資金からの借入額は「その他」欄に記載すること。

別紙第4

土地改良施設維持管理適正化事業の場合

全 体 計 画 の 概 要

各地方連合会名	資金造成の明細				財政融資資金	資金造成及び財政融資資金の計	交付金の明細			備考		
	資金拠出土地改良区等数	資金拠出区分					交付金交付対象土地改良区等数	土地改良施設整備補修総事業費	交付金額			
		土地改良区等 拠出金	都道府県 補助金	国庫 補助金	計							
		円	円	円	円	円	円		円	円		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(記載要領)

- 1 整備補修事業にあっては、「財政融資資金」及び「資金造成及び財政融資資金の計」の欄は削除する。
- 2 防災減災機能等強化事業にあっては、「資金造成の明細」は「交付金の財源」と読み替えるものとし、「資金拠出区分」は「財源の拠出区分」と読み替えるものとする。

別紙第5

経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A+B)	負担区分		積算の基礎	備考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)		
計	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載すること。

別紙第6

事業の内容及び計画（又は実績）

区分	内 容	摘 要

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載すること。

別記様式第2号（第8、第25関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年月日

[（間接）補助事業者] 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4）間接補助事業者に対する申立ての場合であつて、補助事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴すること求めている場合は、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第10関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金変更等承認申請書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第10の規定に基づき申請する。

記（注2）

（注1）〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

（注2）記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換える。補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度 〇〇事業費補助金遅延届出書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））ため、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第12の規定に基づき届け出ます。

記

1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった（注1））理由

2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇〇年〇月〇日 までに完了したもの		〇〇年〇月〇日 以降に実施するもの			
		事業費	出来高 比 率	事業費	事業完了 予定期間		
	円	円	%	円			
合計							

（記載要領）

- 括弧内は、該当するものを記載すること。
- 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第13関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金事業遂行状況報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第13の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。（※土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第7、その他の事業にあっては別紙第8のとおり。）

記

別紙第7

1 収支の状況

（1）収入の部

区分	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

（2）支出の部

区分	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 事業別状況

地区名	費目	実施計画		出来高		進捗率 (B) / (A)	備考
		事業費 (A)	国庫補助金	事業費 (B)	国庫補助金		
		円	円	円	円	%	

（注）事業費の欄には資金造成等と事務費を区分し、資金造成等については、資金造成の総額及び財政融資金からの借入額の合計を記載すること。

別紙第8

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		○○年12月31日 までに完了したもの		○○年1月1日 以降に実施するもの			
		事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定期間		
	円	円	%	円			
合計							

(記載要領)

- 1 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第3の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高（助成金の支払金額、施設整備工事の出来形を金額に換算した額等）を記載すること。

別記様式第6号（第14関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金概算払請求書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

官署支出官 〇〇 殿

（第14第1項に定める官署支出官名を記入）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第14の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行 状況 報告	今回請求額 (C)		残額 (A) - (B) + (C)		事業 完了 予定 年月 日	備考
			金額	出来高		〇月〇日現 在の 出来高	金額	〇月〇日現 在の予定出 来高	金額		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
合計											

（記載要領）

- 1 下線部は、第13第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
- 2 「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第3の「費目」の欄に記載された事項について記載することとし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第7号（第15第1項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金実績報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の交付を請求する。（注2））

記

1 事業の目的

2 収支精算書（別紙第9のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第10、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては別紙第11のとおり。）

3 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び実績（別紙第2のとおり。ただし、土地改良施設維持管理適正化事業にあっては別紙第3及び別紙第4、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては別紙第5及び別紙第6のとおり。なお、いずれの事業においても、残存物件又は取得財産があるときは、別紙第12又は別紙第13を添付すること。）

4 事業の完了年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

5 添付書類

（注1）この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。

（注2）括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。

（注3）別紙第2は、交付決定額を上段に括弧書きで記載すること。

（注4）間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別紙2の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

（注5）添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

別紙第9

収支精算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	その他	備考
○○事業工事費 △△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計	円	円	%	円	円	円	

(注) 予算額を上段()書、精算額を下段に記入すること。

別紙第10

収支精算書

1 収入の部

区分	本年度精算額	前年度予算額	差引増△減額	備考
国庫補助金 (1)適正化事業補助金 (2)事務費補助金 賦課金 (1)適正化事業賦課金 (2)事務費賦課金 その他 計	円	円	円	

2 支出の部

区分	本年度精算額	前年度予算額	差引増△減額	備考
交付金 事務費 ○○○○○ ○○○○○ 計	円	円	円	

3 国庫補助金精算額

区分	補助金交付決定額	精算事業費総額	国庫補助率	精算国庫補助金額	概算払受領総額	差引国庫補助金未受領(返還)額	備考
適正化事業補助金 事務費補助金 合 計	円	円	%	円	円	円	

別紙第 11

収支精算書

1 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
その他の 計					

2 支出の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
計	円	円	円	円	

(記載要領)

「区分」欄には、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては、「(1)特定被災土地改良区復旧支援助成金」、「(2)特定被災土地改良区復興支援対策の実施に必要な事務費」を記載すること

別紙第 12

残存物件調書

区地区名	品目	計上寸法	数量	単価	金額	検収又は 取得年月日	備考
				円	円		

(注) 間接補助事業にあっては、地区名の下に括弧書きで事業主体名を記入すること。

別紙第 13

財産管理台帳

(適正化法施行令第 13 条第 1 号から第 3 号までの財産並びに交付要綱第 20 及び第 25 の財産)

事業名	地区名	事業 主体	名称	計上 寸法	数量	単価	取得 金額	検収 又は 取得 年月日	処分制限期間		処分の状況			備 考
									耐用 年数	処分 制限 年月日	処分の 類別	処分 年月日	補助金 返還額	
						円	円						円	

(注) 1 数年にわたって施工する施設については、完成した年度で記載するものとし、備考欄に施行期間を記載すること。

2 備考欄に当該事業に係る補助率等を記載すること。

別記様式第8号（第15第2項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金年度終了実績報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第2項の規定に基づき、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了予定期間
	補助事業に要する経費(A)	国 庫 補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
	円	円	円	円	円	円	
合 計							

（注1）本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）

（注2）「区分」の欄には、別記様式第1号別紙第1の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。ただし、土地改良融資事業等指導監督のうち公募団体が行う特定被災土地改良区復興支援対策にあっては別紙第5の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

（注3）交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

（注4）繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第9号（第15第5項関係）

〇〇年度 〇〇事業補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年月日

〇〇農政局長（別記1に掲げる補助事業者の区分に応じた提出先。

ただし、別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては農林水産大臣） 殿

（別記1の補助事業者の区分（1）及び（2）にあっては（国土交通省北海道開発局長 経由））

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）第15第5項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額	金	円
（〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額（3-2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）

（4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第10号（第23関係）

〇〇年度

農林水産省所管

〇〇補助金調書

国			地方公共団体名										備考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあっては款、項、目及び節を、歳出にあっては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあっては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（）すること。